**平成２４年（フ）第１８０３号**
東京都青梅市河辺町４丁目14―８―101
破産者　押田　　徹
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８０６号**
東京都荒川区東日暮里２丁目11―１―501
破産者　豊田　静孝
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８０７号**
千葉県千葉市緑区おゆみ野５丁目35―８　ファーストヴューラ十壱番館101
破産者　渋谷　武彦
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８１１号**
埼玉県川越市的場２丁目４―６　ホワイエ的場Ｃ―101
破産者　茂木奈津子（旧姓加藤）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８２０号**
東京都立川市錦町１丁目17―17―401
破産者　福田　士朗
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８２７号**
東京都板橋区高島平９丁目１―３―102
破産者　土屋　雅夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８４０号**
東京都新宿区早稲田鶴巻町533―６―801
破産者　首藤　和彦
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１８８８号**
東京都武蔵村山市大南３丁目22―４―106
破産者　稲葉俊太郎
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９１７号**
東京都品川区東大井３丁目27―４―706
破産者　吉村　　愛（旧姓山田）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９３２号**
東京都豊島区千早４丁目10―３　本橋方
破産者　栗原　和夫
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１９９７号**
神奈川県大和市つきみ野５丁目８　Ａ―306
破産者　進藤まり子（旧姓椎名）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２０６８号**
東京都豊島区長崎２丁目12―２―202
破産者　青木　英雄
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第２０８７号**
北海道札幌市東区北39条東14丁目２―７、開始決定時の住所東京都足立区弘道１丁目４―20―107
破産者　月宮　正人（旧姓山田）
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第８２７号**
川崎市川崎区日進町１番地サンスクエア川崎３―1304
破産者　株式会社コーキ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２３年（フ）第１４０４号**
名古屋市中村区名駅３丁目４番６号
破産者　アイディーグループ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２３９３号**
愛知県清須市西枇杷島町小田井２丁目11番９号　ヴェル・ドミールⅢ201号
破産者　株式会社エヌ・エス・ティ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３１９１号**
愛知県日進市藤枝町前田５番地１
破産者　有限会社エムワイエイチ
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３２８０号**
大阪府東大阪市足代３丁目５番20号
破産者　ミマツ衣料株式会社
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第７７０８号**
大阪市北区中崎１丁目９番３号
破産者　株式会社プラスビー
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８５０５号**
大阪府池田市石橋１丁目16番３号
破産者　有限会社システム・リンク
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第５３１号**
最後の住所福岡市南区弥永２丁目21番３号
破産者　亡安達正則相続財産
1　決定年月日　平成24年４月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第８４３号**
札幌市豊平区平岸１条15丁目４番10号
破産者　株式会社ニシムラ
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部